

## HP® SURE CLICK ソフトウェア ライセンスおよびサービス契約

本HP Sure Clickソフトウェアライセンス契約（以下「本契約」）は、個人、会社、その他の法人のいずれかであるお客様（以下「エンドユーザー」または「お客様」）とHP Inc.(以下「HP」）との間の法的な契約です。お客様が、お客様の会社または組織を代表して本契約を受諾する場合、お客様は当該会社または組織を代表して本契約に定める条件を受諾する権限があることを表明するものとします。本契約は、お客様による以下の使用に適用されます。(A) 永続的ライセンス、サブスクリプションライセンス、評価目的のライセンス、またはこれらの組み合わせであるかにかかわらず、更新およびアップグレードを含むHP Sure Clickソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）。(b) 本インフラストラクチャーの使用を通じてユーザーに提供される、オンラインかつインターネットベースのエンタープライズコントローラーまたは脅威評価サービス（以下「本クラウドサービス」）。(c) インターネット上でお客様に本クラウド サービスを提供するために使用されるHPのソフトウェアおよびハードウェア（以下「本インフラストラクチャー」）。(d) HPが本ソフトウェアのエンドユーザーに提供するユーザーマニュアルその他の書面（以下「本文書」）。(e) 別紙Aで定義する本サポートサービス。(f) プロフェッショナルサービス（以下「本プロフェッショナルサービス」といい、本クラウドサービス、本サポートサービス、本プロフェッショナルサービスを総称して「本サービス」といいます。）

本ソフトウェア、本文書、本インフラストラクチャーおよび本サービスは、本契約の条件、参照される第三者の契約条件、および本契約に定める権利、義務、制限に従うことを条件として、HPおよび第三者によって提供されます。お客様は、本ソフトウェア、本文書および本サービスを、運用、ダウンロード、インストール、登録、その他の方法で使用することにより、お客様が本契約の条件に従うことを明示的に承認し、同意したものとされます。お客様が本契約のすべての条件に同意されない場合には、本ソフトウェア、本文書または本サービスを、運用、ダウンロード、インストール、登録、オプトイン、その他の方法で使用しないでください。

**1. 本ソフトウェアおよび本文書のライセンス** 本契約の条件、およびHPまたはSure Click認定販売パートナーが発行しお客様が受諾した見積書またはその他の注文に関する書面（以下「本注文書」）に含まれる条件に従うことを条件に、HPは、お客様の事業運営上での使用目的およびお客様自身の内部事業目的で、実行可能なコード形式で本ソフトウェアおよび本文書を使用するための非独占的かつ全世界的ライセンス（以下「本ライセンス」）をお客様に付与します。お客様の事業運営上の使用目的およびお客様自身の内部事業目的には、お客様の事業の一部として、お客様自身の情報およびお客様の顧客の情報を処理することなどが含まれます。本ライセンスには、HPが当該権利の付与を許可されている範囲で、特定のオープンソースソフトウェア（以下「OSS」）および第三者ソフトウェア（以下「第三者コード」）に関する権利が含まれます。本契約に基づくお客様のOSSの使用は、常に<https://enterprisesecurity.hp.com/support/s/software-license-and-services-agreement>に定めるライセンス条件に従うものとし、お客様は、C:\Program Files\HP\Sure Click\servers\about\about.htmlディレクトリに本ソフトウェアをインストールした後に、当該ライセンス条件にアクセスすることができます。

**1.1. ライセンスユニット** 本契約に基づきお客様に付与される本ライセンスは、本注文書で特定されたライセンス数（以下「ライセンスユニット」）に限定されます。HPは、お客様が使用するアクティブなライセンス数に関する情報を収集し、当該情報をクラウド上で保持します。お客様が本ソフトウェアをインストールした本デバイス数がライセンスユニットを超えた場合、またはお客様が本ソフトウェアをインストールする本デバイス数を増やすことを希望する場合、お客様は、HPに通知し、ライセンス数の増加分の注文書を提出するものとします。追加ライセンスユニット分のHPへの支払い料金は、お客様の本注文書に別段の定めがない限り、その時点での1ライセンスユニットあたりの価格に基づいて計算されます。「本デバイス」とは、物理的であると仮想的であるとはにかかわらず、単一のオペレーティングシステム内にインストールされた本ソフトウェアの、単一の実行インスタンスをいいます。お客様は、ライセンスユニットの総数を超えない範囲で、お客様の本ライセンスを新しい本デバイスに移転することができます。

**1.2. 評価用ソフトウェア** お客様のライセンスでは、お客様の内部でのデモンストレーション、テストまたは評価目的のみに限って、本ソフトウェアおよび/または本クラウドサービスを使用できます（以下「評価用ソフトウェア」）。お客様のライセンスは、延長された場合、または永続的ライセンスもしくはサブスクリプションライセンスに変更された場合を除き、評価用ライセンスキーに関する本注文書に記載された評価期間の満了時に終了します。評価用ソフトウェアをご購入いただくと、お客様のライセンス期間は、本注文書に定める期間分延長されます。

**1.3. 永続的ライセンス** 本注文書で永続的ライセンスが指定されている場合、本ソフトウェアは期間の定めなくライセンスされ、お客様に本ソフトウェアをダウンロード可能である旨の通知が行われた日から開始されます。

**1.4. サブスクリプションライセンス** 本注文書で本ソフトウェアのサブスクリプションライセンスが指定されている場合、本ソフトウェアは、本注文書で定める期間（以下「サブスクリプション期間」）ライセンスされ、また、サブスクリプション期間中のサポートサービスが含まれます。サブスクリプション期間は、お客様に本ソフトウェアをダウンロード可能である旨の通知が行われた日から開始されます。サブスクリプション期間を延長するには、お客様は、その時点で有効なサブスクリプション期間の満了前に、ライセンスユニットを更新するか、追加で購入しなければなりません。

**1.5. 再販禁止ソフトウェア** 本ソフトウェアが「再販禁止ソフトウェア」である場合、お客様のライセンスは、お客様がその時点においてHPのSure Click認定販売パートナーである場合に限り、お客様の顧客またはエンドユーザーをサポートするためのデモンストレーション、テストまたは評価の目的に限って使用することができます。

**1.6. ベータマテリアル** お客様がベータプログラムに参加している場合、お客様のライセンスは、該当するベータプログラムで定

められた目的で、かつ、当該ベータプログラムの期間中に限り、第12条で定義するベータマテリアルを使用することができません。

2. **本クラウド サービスおよび本インフラストラクチャーのライセンス** 該当する本注文書の条件に従い、HPは、お客様および本クラウドサービスユーザーに対して、本注文書で定めるお客様の内部事業目的のために、本クラウドサービスを使用するための非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可の権利を付与します。「本クラウドサービスユーザー」とは、お客様が本クラウドサービスを使用することを許可したユーザーをいい、お客様は、本クラウドサービスユーザーが本契約に定める条件を遵守することについてすべての責任を負うものとしします。
3. **制限** お客様は、HPの事前の書面による同意なく、本契約、本ソフトウェア、本文書、本サービス、または本契約に基づくいかなる権利もしくは義務も、サブライセンス、譲渡、またはその他の方法によって移転することはできません。HPの事前の書面による同意なく、本契約に基づく権利または義務を、サブライセンス、譲渡、または移転する試みはすべて無効です。本ソフトウェア、本文書、および本サービスには営業秘密が含まれており、当該営業秘密の保護のため、お客様は、本ソフトウェアを逆コンパイル、リバースエンジニアリング、または逆アSEMBルしてはならず、またその他の方法で本ソフトウェアを人が認識できる形式に変換してはなりません。お客様は、本ソフトウェアの全部もしくは一部を修正、翻案、翻訳、リース、貸与、営利を目的とした転売、配布し、または本ソフトウェアの全部もしくは一部に基づいて派生ソフトウェアを作成してはなりません。お客様は、第三者がアクセスするサービスを含め、本ソフトウェア、本文書、もしくは本サービスの使用またはアクセスを第三者に許可することはできず、また第三者のために、または第三者に代わって、本ソフトウェアを使用することはできません。お客様は、本ソフトウェアの技術的制限に違反するおそれのある方法でアクセスを回避し、またはアクセスを可能にするために、いかなるソフトウェアもサービスも制作、開発または使用してはなりません。お客様は、正当な権限を有するHPの役職員の事前の書面による同意なく、本ソフトウェア、本文書または本サービスを、機能情報の判断もしくは機能分析の目的で使用し、競合情報もしくは競合分析（ベンチマーク、意見、競合もしくは関連情報、使用中に判断された結果などを含みます）の目的で使用し、または、当該機能情報もしくは機能分析、または競合情報もしくは競合分析を開示もしくは公表してはなりません。お客様は、本ソフトウェアまたは本文書の不正な開示、複製、または配布がお客様の知るところとなった場合、または上記につき疑うに足りる合理的理由がある場合には、速やかにHPに通知するものとしします。お客様は、本サービスすべてを含む本契約に関連してお客様がHPに提供するあらゆる情報およびデータが、正確、真正、かつ完全であることを表明します。
4. **支払い**
  - 4.1. **料金** お客様の料金は、該当する本注文書に定めます。本注文書に別段の定めがある場合を除き、お客様の料金は、お客様のソフトウェアおよび本サービスに対するHPの現行価格表の価格となります。
  - 4.2. **支払** サブスクリプションソフトウェア、本クラウドサービス、および/または本サポートサービスの料金は、該当する本注文書の定めに従って事前に請求されます。サブスクリプション期間中に追加された分のサブスクリプションは期間按分され、追加時点で残存するサブスクリプション期間について請求されます。本プロフェッショナルサービスの料金は、該当する本注文書の定めに従って請求されます。お客様は、支払期限が到来した請求額を、請求書に記載の期間内に全額支払うものとしします。
  - 4.3. **サブスクリプションの停止等** お客様が10日以上支払遅延した場合、HPは、本契約上法律上その他HPが行使できる権利または救済措置に加えて、サブスクリプションおよび該当する本ソフトウェアおよび/または本サービスを一時停止または終了する権利を留保します。
  - 4.4. **税金** 本注文書に記載の料金はすべて税抜きで表示されます。お客様は、HPの収益にかかるものを除き、売上税または使用税、付加価値税、輸出税または輸入税その他その名目の如何を問わず、税金を支払う責任を負うものとしします。
5. **所有権等** OSSおよび第三者コードを除き、本ソフトウェアおよび本文書、ならびにそれらに付随する文書の原本およびコピーは、その全部または一部を問わず、HPの財産であり、著作権、特許、営業秘密、その他に関する米国の法律および国際条約によって保護されています。上記には、本契約または別途作成される作業仕様書（以下「SOW」）に基づいて作成されたか否かにかかわらず、翻訳、編集、部分的コピー、修正、拡張、カスタマイズ、改訂、二次的著作物、アップデート、本インフラストラクチャーおよび本サービスの結果なども含まれます。本ライセンスは販売されるものではなく、本ソフトウェア、本文書、本インフラストラクチャー、もしくは本サービスに対する所有権その他の権利、または本ソフトウェア、本文書、本インフラストラクチャー、もしくは本サービスに関連する特許、著作権、営業秘密、商号、商標、その他の財産権または知的財産権を、お客様に譲渡するものではありません。OSSおよび第三者コードを除き、本ソフトウェア、本文書、本インフラストラクチャーおよび本サービスに関する所有権その他の権利は、すべてHPに帰属します。OSSおよび第三者コードには、第三者からのライセンス、ならびに以下に定める保証の免責および責任の制限の定めが適用されます。お客様は、本ソフトウェアまたは本文書に含まれる財産権に関する表示を、削除、変更、または不明瞭にしてはならず、本ソフトウェアおよび本文書のバックアップコピーにも当該表示を同様に明示しなければなりません。
6. **フィードバック** 本ソフトウェア、本文書、評価用ソフトウェア、ベータマテリアルもしくはベータプログラム、またはHPのソフトウェアまたはサービスのインストール、機能性、性能、正確性、一貫性、および使いやすさに関して、お客様がHPに提供したコメント、アイデア、またはレポート（以下「フィードバック」）は、すべてHPの専有情報および機密情報とみなされ、お客様は、

当該フィードバックに関連するすべての権利を、本契約をもって、取消不能の形で、HPに譲渡するものとします。HPは、自己の判断により、お客様に関する言及や補償なしに、すべてのフィードバックを自由に使用することができるものとします。

7. **提供および検収** 本契約に基づいて提供されるすべてのソフトウェアは、電子的に提供されます。また、HPは、購入前のテストや事前検収のために、自社の製品の評価用ライセンスを提供します。お客様に本ソフトウェアがダウンロード可能である旨の通知が送信され、お客様がその後ダウンロード、インストール、登録、その他の方法で本ソフトウェアを使用した時点で、お客様が本ソフトウェアが本文書に実質的に適合して動作することに同意したものと、すべての本ソフトウェアがお客様に提供され、検収が完了したとみなされるものとします。
8. **機密保持** 評価用ソフトウェア、ベータマテリアル、お客様の評価およびベータプログラムへの参加の結果をはじめ、本ソフトウェア、本文書、本インフラストラクチャー、本サービス、および本契約に基づき、または本契約に関連してHPがお客様に開示するあらゆる情報（以下、総称して「機密情報」）は、すべてHPの機密情報であって、お客様はこれを第三者に開示することはできません。お客様は、本契約で明示的に許可された方法に限って機密情報を使用するものとし、それ以外の方法で機密情報を使用することはできません。お客様は、機密情報の開示や悪用を避けるために必要なあらゆる予防措置を取ることに同意します。お客様は、機密保持義務違反に気づいた場合、速やかにHPに通知し、当該違反を是正することに同意します。
9. **本クラウドサービス**
  - 9.1. **サブスクリプション** 本クラウドサービスユーザーには、それぞれ有料のサブスクリプションが必要です。本クラウドサービスユーザーのサブスクリプションは、特定されたユーザーに限定され、複数のユーザーで共有または使用することはできませんが、お客様との雇用関係または契約関係を終了したユーザーから、新たな本クラウドサービスユーザーに移転することは可能です。
  - 9.2. **本クラウドサービスに関する責任** お客様は、各本クラウドサービスユーザーによる本クラウドサービスの利用についてお客様がすべての責任を負うことを承認し、これに同意するものとします。
    - 9.2.1. お客様は、自らおよび各本クラウドサービスユーザーに対し、本クラウドサービスにアクセスするために必要なすべてのユーザー名およびパスワードのセキュリティを維持管理することを要求し、パスワードの不正使用その他のセキュリティ違反が発生した場合には、直ちに書面でHPに通知するものとします。
    - 9.2.2. お客様は、第14条（データ保護）に定めるお客様の義務に加え、本クラウドサービスの使用およびデータの提出に必要なあらゆる同意、ライセンス、許認可の取得につき、単独で責任を負い、お客様がこれらを取得していることをHPに表明し、保証するものとします。
    - 9.2.3. お客様は、本クラウドサービスの信頼性と可用性が、各本クラウドサービスユーザーのデバイスまたはオペレーティングシステム、およびお客様のインターネット接続、各種Webブラウザなどの要素に依存することを承諾し、これに同意するものとします。
10. **本プロフェッショナルサービス** 両当事者が署名または記名押印した本注文書または別途作成されるSOWに明示的に含まれていない本プロフェッショナルサービス、トレーニング、その他の要請は、本契約の対象外であり、追加料金の支払いが行われた場合にのみ提供されます。かかる追加料金は、該当する本注文書の定めしがついて支払われるものとし、別段の定めがない限り、請求書の受領時に支払期限が到来するものとします。SOWの変更は、両当事者が署名または記名押印した書面によるチェンジオーダーによる場合にのみ有効となります。
11. **本サポートサービス** お客様が本ソフトウェアの本サポートサービスを購入した場合、お客様は、本契約に別紙Aとして添付されるメンテナンス条件に定めるサービスを受ける権利を有します。
12. **ベータプログラムおよび早期リリースプログラム** HPがお客様を招待するか、お客様が参加することを選択することにより、お客様は、HPのベータプログラムまたは早期リリースプログラム（以下、総称して「ベータプログラム」）に参加することができます。ベータプログラムでは、評価用ソフトウェアを含む本ソフトウェアまたは本サービス（以下、総称して「ベータマテリアル」）の使用に関連したフィードバックその他の情報をHPに提供することをお客様に求める場合があり、お客様は、当該フィードバックまたは情報を提供することに同意するものとします。ベータプログラム参加への追加条件または要件については、電子メールを含む書面で通知されることがあります。さらに、お客様は、ベータプログラムへの参加に関連するすべての調査依頼その他の情報提供の依頼に速やかに応答するものとします。ベータプログラムへの参加にあたり、お客様は、HPがお客様に提供するベータマテリアルの最新バージョンを使用することに同意します。HPの要求があった場合、お客様は、すべてのベータマテリアルを返却、破棄、または使用中止することに同意します。ベータマテリアルの提供には、いかなる保証も、補償もありません。
13. **データ収集および使用の同意** HPは、IPアドレス、または本ソフトウェアおよび/もしくは本サービスに関連する他の一意の識別子情報を含む個人情報を収集することがあり、これにはHPアカウントの登録時にお客様が提供するデータが含まれます。またHPは、お客様が使用するアクティブなライセンス数に関する情報を収集することがあります。これらのデータは、本サポートサービスの提供のため、およびお客様が適切なライセンス数を保持していることの確認のために使用されます。お客様が本クラウドサービスに加入している場合、お客様は、脅威評価や企業管理のサービスのための情報もHPに提供することができます。お客様は、本契約をもって、HPおよびその子会社が、適用される法令で認めれる範囲内で、かつ、本契約および[www.hp.com/go/privacy](http://www.hp.com/go/privacy)に掲載されるHPのプライバシーポリシーの定めに従って、匿名データおよび個人データを収集および使用することに同意します。

## 14. データ保護

### 14.1. 定義

14.1.1. 「適用される個人情報保護法」とは、すべての米国連邦法および州法をはじめとする、個人データに関して適用される全世界におけるあらゆるデータ保護法および個人保護法情報をいいます。欧州経済領域に由来する個人データについては、EU指令95/46/EC（改正等があった場合にはその最新のもの。以下同じ）も含まれます。

14.1.2. 「個人データ」、「処理」、「管理者」および「処理者」は、適用される個人情報保護法に定める意義を有するものとします。適用される個人情報保護法がこれらの用語を定義していない場合、EU指令95/46/EC（に定める意義を有するもの）とします。

14.2. 本契約に基づいてHPがお客様に、サポート、脅威クラウド、またはクラウドがホストするダッシュボードサービスを提供する場合、お客様は、サポートの要請または脅威の提出に関連して、個人データを含むファイルその他の情報をHPに転送、送信その他の方法で開示することができるものとします。この場合、お客様が個人データの管理者であり、HPはお客様に代わって処理者として個人データを処理するものとします。さらに、両当事者は以下に同意するものとします。

14.2.1. お客様は、適用される個人情報保護法を遵守し、上記目的のためにHPへ転送またはアクセスを提供する権利を有することを保証する責任を負うものとします。

14.2.2. お客様は、個人データをHPに送信する前に、削除、難読化、暗号化など、個人データを保護するためにお客様が必要と考える措置を講じる責任を負うものとします。

14.2.3. HPは、サポートサービスを提供する目的、かつ、お客様の合法的な指示に従ってのみ、当該個人データを処理します。

14.2.4. HPは、自己が処理する個人データを不正または違法な処理から保護するため、かつ、偶発的な喪失、破壊または損傷から保護するために、適切な技術的および組織的な対策を講じるものとします。

14.2.5. お客様が欧州経済領域に由来する個人データを送信し、処理者への個人データの転送に関する標準契約条項（欧州委員会によって承認されたもの）の適用およびHPのデータ処理に関する追加条項（以下「DPA」）の適用を希望される場合、HPは、お客様の求めに応じて、当該標準契約条項およびDPAを提供し、締結します。

14.3. お客様は、お客様による本第14条の違反に関連するすべての請求について、HPを補償し、免責するものとします。

15. **契約期間および解除** お客様は、本契約の条件を受諾した時点で、本契約に基づいてお客様に付与された権利の行使を開始することができます。お客様は、本契約の条件を遵守し続ける限り、本契約に基づいてお客様に付与された権利を行使し続けることができます。上記にかかわらず、お客様が本契約のいずれかの条項を遵守しない場合、HPは、商業的に合理的な通知をもって、本契約およびお客様のライセンスを解除する権利を留保します。お客様は、HPに書面で通知をするとともに本ソフトウェアを削除し、本ソフトウェアを破棄してその破棄を確認し、または本ソフトウェアの全てのコピーおよび関連文書を含む本ソフトウェアをHPに返却することにより、いつでも本契約を解除することができます。お客様による解除がされ、該当する場合、HPは本ソフトウェアのクラウドコントローラーを廃止および削除します。本契約に別段の定めがない限り、いずれの当事者が本契約を解除した場合も、本契約に基づいてお客様がHPに支払った料金および代金は返金されません。

16. **存続条項** 本契約中の所有権等、機密保持、フィードバック、保証および免責事項、責任の制限、監査および一般条項の規定は、本契約の終了後も存続するものとします。

### 17. 保証の制限および免責事項

17.1. **本ソフトウェアの限定的保証** HPは、お客様に本ソフトウェアがダウンロード可能である旨の通知がなされた日から、または評価期間後に購入された評価用ソフトウェアの場合には請求書を受領した時点から90日間（以下「保証期間」）、本契約に基づきライセンスされた本ソフトウェア（保証期間内に提供されたアップグレードおよび更新を含みます）が、該当する本文書に従って実質的に機能することを保証します。この保証の下でのお客様の唯一の救済は、HPの裁量によって次のいずれかとなります。(i) この限定的保証を満たさない製品の修理または交換、または(ii)本契約の解除に至った本ソフトウェアについてHPに支払った金額のクレジット。HPは、また、すべてのサービスが一般的な業界標準に沿って提供されることを保証します。

17.2. **保証の除外** 次のいずれかに該当する場合、第17.1条に定める限定的保証は適用されません。(i) 本ソフトウェアが本契約または本文書に従って使用されなかった場合、(ii) 本ソフトウェアまたはその一部がHP以外の者によって改変された場合、(iii) 本ソフトウェアの不具合が、HPが提供していない機器やソフトウェアによって生じた場合

17.3. **保証の免責事項** 本条に定める保証は、お客様に対する唯一の保証であり、明示または黙示を問わず、その他のすべての保証または条件に代わるものです。ここにいうその他の保証および条件には、本ソフトウェア、および本サポートサービスの提供

または不提供に関する、商品性、十分な品質、非侵害性、権原、情報の正確性、特定目的への適合性、応答・結果・作業の正確性または完全性、ウィルスの不存在、および過失の不存在の保証および条件が含まれます。また、本ソフトウェアまたは本サービスに関し、平穏な享有、平穏な占有および説明への適合性などに関する保証は一切ありません。お客様は、本ソフトウェアおよび本サービスの結果および実行に関するすべてのリスクを負うものとします。HP、HPの権限のある代表者、その他の当事者が提供した、口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を作出せず、かつ、本条に定める限定的保証を変更するものではありません。黙示の保証または条件の免責を認めていない国または地域においては、上記の除外は、当該国または地域の法律で禁止されている限度において、お客様には適用されない場合があります。また、お客様は、国、州、地方自治体ごとに異なる権利を有する場合があります。

- 18. 補償** HPは、本ソフトウェアが第三者の特許または著作権を侵害しているという主張（以下「侵害主張」）に基づいてお客様に対して提起された請求、訴訟その他の手続について、お客様を補償し、防御し、および自己の選択により和解するものとしますが、HPが通知の遅延による不利益を被らないよう、お客様が侵害主張の通知を受けたことまたは発見したことをHPに速やかに書面で通知することを条件とします。HPは、すべての侵害主張に対する防御または和解に関して単独で決定することができ、お客様は当該防御について合理的な支援を提供するものとします。侵害主張の通知があった場合、またはHPが侵害主張をされる可能性があると考えられる場合、HPは、自己の費用および裁量において、次のいずれかの措置をとることができるものとします。(a) 侵害していると主張されている本ソフトウェアを継続して使用する権利をお客様に提供すること、または (b) 侵害しないように本ソフトウェアを交換または修正すること。HPは、次のいずれかの場合に基づく侵害主張または侵害の申立に対しては一切の責任を負わないものとします。(i)侵害主張により当該本ソフトウェアの使用を中止すべきことを通知した後にお客様が本ソフトウェアを使用した場合、(ii)お客様自身により、またはお客様の指示により本ソフトウェアが改変された場合、(iii)お客様が本ソフトウェアに他のプログラム、データ、ハードウェア、その他のものを組み合わせ、かつ本ソフトウェア単独の使用であれば当該侵害主張が回避できた場合。本条は、あらゆる侵害主張に関するお客様の唯一の救済を定めたものであり、補償の対象とならない評価用ソフトウェアまたはベータマテリアルには適用されません。
- 19. 監査** HPは、自己の費用において、お客様に対する合理的な事前の書面通知をもって、かつ、お客様の通常の営業時間内に、本契約が遵守されていることを確認するために、お客様の本ソフトウェアの使用を毎年1回を超えない範囲で監査することができるものとします。監査により、お客様にHPに対する支払不足料金があることが判明した場合、お客様に対して、監査が完了した時点で有効なHPの価格表に基づき、当該不足料金が請求されるものとします。監査の結果、不足料金が本来支払われるべき金額の5%を超えることが判明した場合、お客様が監査費用を負担するものとします。
- 20. 責任の制限** いかなる場合においても、いずれの当事者も、そのサプライヤーまたは販売パートナーも、逸失利益、使用の喪失、秘密情報その他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、データの喪失、代替品を入手するための費用を含む、本契約または本ソフトウェアの使用もしくは使用不能に起因または関連して発生した結果的、偶発的または特別な損害について、その発生の可能性について通知されていたか否かにかかわらず、一切責任を負いません。侵害主張に関する補償の場合を除き、本契約に起因または関連して発生した、HP、そのサプライヤー、および販売パートナーの責任は、その請求原因が債務不履行、過失を含む不法行為、その他であるかを問わず、いかなる場合においても、お客様が本ソフトウェアに関して支払った金額を上限とします。本条に定める責任の制限は、本契約に定める限定的な救済が本来の目的を達成できない場合であっても適用されるものとします。

## 21. 一般条項

- 21.1. アメリカ合衆国政府の権利** 本ソフトウェアおよび本文書は、FAR 2.101で定義する「商用品」に該当します。お客様が、FAR 2.101で定義するアメリカ合衆国（以下「米国」）連邦政府の執行機関である場合、HPは、関連する技術データを含む本ソフトウェアと本文書、および/またはプロフェッショナルサービスを、以下の条項に従って提供します。If acquired by or on behalf of any Executive Agency (other than an agency within the Department of Defense (DoD), the Government acquires, in accordance with FAR 12.211 (Technical Data) and FAR 12.212 (Computer Software), only those rights in technical data and software customarily provided to the public as defined in this Agreement. If acquired by or on behalf of any Executive Agency within the DoD, the Government acquires, in accordance with DFARS 227.7202-3 (Rights in commercial computer software or commercial computer software documentation), only those rights in technical data and software customarily provided in this Agreement. In addition, DFARS 252.227-7015 (Technical Data – Commercial Items) applies to technical data acquired by DoD agencies. Any Federal Legislative or Judicial Agency shall obtain only those rights in technical data and software customarily provided to the public as defined in this Agreement. If any Federal Executive, Legislative, or Judicial Agency has a need for rights not conveyed under the terms described in this Section, it must negotiate with HP to determine if there are acceptable terms for transferring such rights, and a mutually acceptable written addendum specifically conveying such rights must be included in any applicable contract or agreement to be effective. If this Agreement fails to meet the Government's needs or is inconsistent in any way with Federal law, and the parties cannot reach a mutual agreement on terms for this Agreement, the Government agrees to terminate its use of the Software and Documentation and return the Software and Documentation and any other software or technical data delivered as part of the Software and Documentation, unused, to HP. This U.S. Government Rights clause in this Section is in lieu of, and supersedes, any other FAR, DFARS, or other clause, provision, or supplemental regulation that addresses Government rights in computer software or technical data under this Agreement



- 21.2. **法令遵守** いずれの当事者も、本ソフトウェア、本文書、および本サービスのマーケティング、提供、および/または使用の過程で適用されるすべての法令および政府による規制を遵守する責任を負うものとします。本ソフトウェア、本文書、本サービス、および関連するハードウェア、ソフトウェア、技術またはサービスは、米国商務省のDenied Persons List、Entity List of Proliferation Concern、または米国財務省のDesignated Nationals Exclusion Listに記載された個人もしくは団体、米国の経済的禁輸下にある国、または米国輸出管理規則に定められた核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル技術プログラムの開発、製造に直接的または間接的に関与している当事者向けには、輸出、再輸出、転送、またはダウンロードできません。本契約を受諾することにより、お客様は、お客様が以下を確認します。(i) 米国の経済的禁輸下にある国に所在または居住していないこと、(ii) 米国商務省のDenied Persons List、Entity List of Proliferation Concernまたは米国財務省のDesignated Nationals Exclusion Listに記載されていないこと、(iii) 米国輸出管理規則に定められた核兵器、化学兵器、生物兵器の開発、製造、またはミサイル技術プログラムに直接的または間接的に関与していないこと。
- 21.3. **譲渡** お客様は、HPの事前の書面による同意なく本契約を譲渡することはできません。HPは、お客様への通知またはお客様の同意なく、(i)合併、支配権の移転、すべてのまたは実質的にすべての資産の取得もしくは売却、または会社組織再編の場合、および(ii) HP Inc.の関連会社（以下「HP関連会社」）に対する場合には、本契約を譲渡することができるものとします。
- 21.4. **完全合意** 本契約は、本契約にかかる両当事者間の取引に関するHPとお客様の間の最終的、完全、かつ排他的な合意事項のすべてでありし、かかる取引に関して本契約締結前または締結と同時に存在するすべての意思表示、合意、通信、および/または広告に優先します。本契約は、正当な権限を有するHPの代表者が署名または記名押印した書面によるものでない限り、修正、変更、または放棄することはできません。
- 21.5. **分離可能性** 本契約のいずれかの条項または規定が違法または執行不能であると判断された場合でも、本契約の残りの条項または規定の有効性または執行可能性は有効のまま存続し、完全な効力を有するものとします。本契約のいずれかの権利または規定の執行の不履行または遅延があった場合でも、その後の違反に関する当該権利または規定が放棄されたものとはみなされないものとします。本契約の規定は、その性質上、本ソフトウェアのライセンス終了後も、履行されるまでは有効のまま存続します。
- 21.6. **準拠法** 本契約は、抵触法の原則にかかわらず、カリフォルニア州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。いずれの当事者も、カリフォルニア州サンタクララ郡に所在する裁判所の個人的かつ排他的管轄権に服することに同意するものとします。但し、(a) お客様と、HP、HP関連会社、またはHPもしくはHP関連会社の認定販売パートナーとの間の効力を有する既存の契約の準拠法がカリフォルニア州法以外の法律である場合、または (b) お客様の所在国の法律もしくは政府がカリフォルニア州法以外の法律を準拠法とすることを求める場合には、本契約は当該法律に準拠するものとし、当該法律が効力を有する国または地域の裁判所が管轄権を有するものとします。なお、国際物品売買契約に関する国連条約は本契約には適用されないものとします。また、HPは、その裁量により、お客様の所在国において訴えを提起することができるものとします。
- 21.7. **言語** 本契約は日本語を正文とし、本契約の英語版と日本語版との間に齟齬がある場合には日本語版が優先するものとします。

## 別紙A メンテナンス条件

本メンテナンス条件は、お客様とHPの間の本契約の一部であり、本ソフトウェアに関連してお客様が購入したHPのライセンスサポートに基づき、HPがお客様に本サポートサービスを提供する条件を定めています。本サポートサービスの料金は、適用されるすべての税金と共にお客様が前払いするものとし、払い戻しはできません。

お客様がHPの認定販売パートナーを通じて本ソフトウェアのライセンスを取得し、本サポートサービスを購入した場合、お客様は、お客様のサポートサービスが有効である限り、本メンテナンス条件に定める権利を有するものとします。

- 1. メンテナンス期間および料金** お客様の本サポートサービスの期間は、お客様の注文に対してHPが発行する注文請書に定める期間となります。お客様がHPまたは認定販売パートナーに本サポートサービスの料金を支払うことにより本サポートサービスを更新しない限り、本サポートサービスは、当初期間（および該当する場合はその後の各更新期間）の終了時に失効するものとします。お客様が書面による支払い遅延の通知を受けてから10日以内に合意された料金を支払行わなかった場合、HPは本サポートサービスを終了させることができるものとします。いずれの当事者も、相手方当事者が本契約に重大な違反をし、当該違反に関する書面による通知から30日以内に違反を是正しない場合、本契約を解除することができるものとします。
- 2. 更新とアップグレード** 本サポートサービスの当初期間または更新期間中、HPは、<https://enterprisesecurity.hp.com/support/s/article/Product-Support-and-End-of-Life-Policy-EOL> に定めるHPのライフサイクルポリシー（以下「EOLポリシー」）に従い、本ソフトウェアの更新およびアップグレードをお客様に提供します。「更新」とは、HPが随時提供する、同一ソフトウェアの同一バージョンの一般的に利用可能なリリースをいいます。「アップグレード」とは、同一ソフトウェアの一般的に入手可能なリリースで、HPが随時提供するものであって、以下を含むものをいいます。(i) HPが単独の裁量で決定した、仕様または機能を大幅に強化した本ソフトウェアの新バージョン、および/または(ii) 追加仕様を提供、または追加機能を実装した本ソフトウェアの新バージョン。アップグレードには、HPが別個のライセンス製品として導入および販売する新製品は含まれません。HPは、自己の単独の裁量により、本ソフトウェアの特定のリリースを更新またはアップグレードと指定することができるものとします。更新およびアップグレードは、本ソフトウェアの一部とみなされ、該当するライセンス契約の条件に従うものとします。
- 3. 本ソフトウェアの不具合** HPは、お客様の本サポートサービス期間中に判明した本ソフトウェアまたは本文書の不具合または誤動作につき、HPの開発スケジュールおよび以下に定める優先度レベルに従い、かつEOLポリシーにしたがって、修正するものとします。HPは、次のいずれかに起因するエラー、または次のいずれかの結果として発生するエラーに関して本サポートサービスを提供する義務を負いません。(1) お客様またはHPが認めていない第三者が行った本ソフトウェアの変更、(2) お客様による、本文書に定めのない本ソフトウェアの操作または使用、(3) 更新またはアップグレードを速やかにインストールしないことを含むエンドユーザー側の不履行、(4) HPがお客様に更新またはアップグレードのインストールを推奨した後の、本ソフトウェアのリリースの継続使用、(5) お客様による本契約の重大な違反。
- 4. 電話および電子メールによるサポート** HPは、お客様による本ソフトウェアの使用、操作、または本ソフトウェアの問題に関連してお客様が要請する、合理的に必要とされる電話および電子メールによる相談、サポートおよび指示を、本メンテナンス条件第6条に定めるサービスレベルに従い、かつEOLポリシーに従って、お客様に提供します。お客様は、本ソフトウェアの問題に関する情報をHPに提供することに同意します。この情報の提供には、特定の診断、技術情報、使用情報、関連情報、お客様のコンピューター、システム、ネットワークに関する情報、およびお客様の本ソフトウェアの使用に影響を与える可能性のある第三者のソフトウェアまたはハードウェアに関する情報の送信が含まれます。
- 5. エラーの通知** お客様は、本契約に基づく本サポートサービスの要請とHPのカスタマーサポートポータル(<https://enterprisesecurity.hp.com/support>)へのアクセス権を許可する従業員または代理人（およびその後任）（以下各々を「お客様担当者」といいます）を、最大3名指名するものとします。各お客様担当者は、本ソフトウェアについての知識を有している必要があるものとします。お客様担当者は、レポートおよび問い合わせをenterprise.support@hpwolf.com に送信することで本サポートサービスを要請することができます。HPはまた、エラーを報告する窓口となる人物（権限の高い地位にある人物）およびその電話番号のリスト（「連絡先リスト」）をお客様に提供する場合があります。エラーを報告する場合、お客様は、エラーの裏付けとするために、基礎データのほか、エラーの分類および合理的に詳細な説明を提供し、エラー診断と修正に関するHPの取り組みを支援するものとします。
- 6. サービスレベル** HPは、本サポートについて、以下のサポートサービスレベルを提供します。
  - 6.1. エラーの分類と解決** 「エラー」とは、本文書の仕様を実質的に適合した性能の発揮にあたってのソフトウェアの再現性のある障害であって、その原因が単一の原因に特定されるものと定義されます。エラーは次のとおり分類されます。
    - 6.1.1. 優先度1のエラー（稼働停止）**
      - 6.1.1.1. 定義** 優先度1のエラーとは、HP Enterprise Controller（「Sure Controller」）を除き、インストールされている50%以上、または1,000以上のエンドポイントのうち、いずれか少ない方のエンドポイントにおいて本ソフトウェアを使用することができなくなり、結果的にお客様の事業運営に重大な影響を与えるエラーをいいます。Sure Controllerのについての優先度1のエラーとは、Sure Controllerが完全に使用不能となる問題をいいます。
      - 6.1.1.2. 主な成果物** 優先度1のエラーに対して、HPは、直ちに適切なリソースおよび解決策を提供します。別段の合意

がない限り、HPは、エラーが解決されるまで継続的な努力を基準に、優先度1のエラーに対してサービスを提供します。優先度1のエラーの解決には、より包括的なソリューションが提供されるまでの間、お客様の事業運営が可能になるような一時的なソリューションの提供が含まれます。優先度1のエラーのサポートには以下の要件が満たされることが必要となります。(1) 適切なエンドユーザーの担当者が、HPのサポートアナリストと共同で作業するために24時間365日稼働可能であること、および(2) エンドユーザーのシステムへのアクセスおよび/またはシステム情報が24時間365日利用可能であること。お客様が必要なリソースを提供しなかった場合は、優先度1のエラーは低い優先度の扱いとなり、サービスの提供はHPの通常の営業時間（以下「通常営業時間」）内とされます。

#### 6.1.2. 優先度2のエラー（業務への影響が重大）

6.1.2.1. **定義** 優先度2のエラーとは、本文書に指定されたとおりの本ソフトウェアの機能が著しく制限されるものの、使用は継続できるエラーをいいます。優先度2のエラーの要素は次のとおりです。(1) ソフトウェアの重大な構成要素（セキュリティEのブラウジングなど）が応答しない、またはエラーメッセージを生成すること。(2) 問題がお客様の事業運営にとって重要であること。

6.1.2.2. **主な成果物** 優先度2のエラーには、エラーが解決するまでの間、通常営業時間内に重要案件としてサービスが提供されます。優先度2のエラーのサポートには以下の要件が満たされることが必要となります。(1) 適切なエンドユーザー担当者が通常営業時間内にHPのサポートアナリストと共同で作業すること、および(2) エンドユーザーのシステムへのアクセスおよび/またはシステム情報が通常営業時間内に利用可能であること。

#### 6.1.3. 優先度3のエラー（業務への影響が限定的）

6.1.3.1. **定義** 優先度3のエラーとは、本ソフトウェアが使用可能な状態で、本ソフトウェアの重大ではない機能の一部が利用できないエラーをいいます。優先度3のエラーの要素は次のとおりです。(1) お客様の今後の納期遵守に影響を与える問題、(2) 本ソフトウェアの構成要素がエラーメッセージを返したり、応答しなかったりする問題、(3) 本ソフトウェアの性能の低下がお客様の業務に影響を及ぼす問題

6.1.3.2. **主な結果** 優先度3のエラーには、エラーが解決するまでの間、通常営業時間内にサービスが提供されます。優先度3のエラーのサポートには以下の要件が満たされることが必要となります。(1) 適切なエンドユーザー担当者が通常営業時間内に、HPのサポートアナリストと共同で作業すること、および(2) エンドユーザーのシステムへのアクセスおよび/またはシステム情報が通常営業時間内に利用可能であること。

#### 6.1.4. 優先度4のエラー（業務への影響が最小）

6.1.4.1. **定義** 優先度4のエラーとは、優先度3以下のエラーで、お客様の業務に大きな影響を与えないもの、または合理的な回避策が実装されているエラーをいいます。優先度4のエラーの要素は次のとおりです。(1)使用方法や構文の質問などの一般的な質問、(2)事業運営への影響が少ないか、影響が無い問題

6.1.4.2. **主な結果** 優先度4のエラーには、エラーが解決するまでの間、通常営業時間内に一般的な問題としてサービスが提供されます。優先度4のエラーのサポートには以下の要件が満たされることが必要となります。(1) 適切なエンドユーザー担当者が通常営業時間内に、HPのサポートアナリストと共同で作業すること、および(2) エンドユーザーのシステムへのアクセスおよび/またはシステム情報が通常営業時間内に利用可能であること。

### 6.2. 初期応答の時間とサポート時間

6.2.1. **応答の定義** 「応答時間」とは、お客様がサポートチケットを発行してHPに問題を報告してから、HPのサポートアナリストがお客様の問題に回答するまでの時間をいいます。

6.2.2. **応答時間** HPは、本第6.2.2条に従い、オフサイトでの電話相談、支援および助言をもって、お客様の最初のエラー報告に回答するために、商業的に合理的な努力を尽くします。HPは、(1)潜在的な問題解決策、または(2)潜在的な問題解決に向けた次のステップをHPが決定するために必要な詳細情報の要請のいずれかの方法をもってお客様の最初のエラー報告に回答します。HPが、報告されたエラーがHPの開発組織内でのエスカレーションを必要とすると判断し、または報告されたエラーの調査に長時間を要すると判断した場合、HPは、回避策や解決策を提供するために想定される時間をお客様に通知します。お客様の最初のエラー報告に対するHPの応答時間と、実際にエラーに対処するためのサポート時間は以下のとおりです。

エラー レベル	初期応答時間	サポート時間
優先度1のエラー	4時間	24時間365日
優先度2のエラー	12時間	月曜から金曜の午前9時から午後5時まで（日本時間）
優先度3のエラー	1日	月曜から金曜の午前9時から午後5時まで（日本時間）
優先度4のエラー	1週間	月曜から金曜の午前9時から午後5時まで（日本時間）



## 7. エンドユーザーの義務

- 7.1. **お客様担当者** お客様は、本メンテナンス条件第5条に定めるお客様担当者のリストをHPに提供するものとします。HPは、お客様が必要に応じてお客様担当者を更新しなかったことについて責任を負いません。
  - 7.2. **サポートデータ** お客様は、問題の特定と解決を支援するために合理的に必要となるサポートデータを提供するものとします。
  - 7.3. **インストール** お客様は、エラー修正、更新、また該当する場合はアップグレードをインストールする責任を負います。
  - 7.4. **最新のリリース** 別段の合意がない限り、お客様は、本ソフトウェアの最新のリリースを実行します。HPは、本ソフトウェアの最新のリリースおよび2つ前までのリリースに対してサポートを提供します。
  - 7.5. **EOLポリシー** お客様は、HPの義務がEOLポリシーの対象となることを認識し、これに同意します。
8. **メンテナンスの譲渡** 本サポートサービスは、HPの書面による明示的な承諾なく譲渡することはできず、いかなる場合でも、本ソフトウェアおよび該当する本契約に従ってのみ、譲渡することができるものとします。